

静岡市森林整備計画案（令和 7 年 4 月 1 日～令和 17 年 3 月 31 日）策定の主なポイント

計画書	項目	変更内容
P25	Ⅱ 森林整備の方法に関する事項 第 2 造林に関する事項 1 人工造林に関する事項 （2）人工造林の標準的な方法 イ 人工造林の標準的な方法	従来は人工造林を行う際に鳥獣害対策に関する記載はなく、任意項目となっていたが、市内の鳥獣害状況を鑑み、原則として鳥獣害対策を必須とした。
P27	Ⅱ 森林整備の方法に関する事項 第 2 造林に関する事項 1 天然更新に関する事項 （2）天然更新の標準的な方法	従来は天然更新を行う際に鳥獣害対策を実施とする地域が指定されていたが、指定地域以外であっても鳥獣害により天然更新ができず造林未済地となり続けている場所があることを鑑み、原則として鳥獣害対策を必須とした。
P42	Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防 その他森林の保護に関する事項 第 2 鳥獣による森林被害対策の方法 1 鳥獣害防止森林区域の設定 表 3-2-2 鳥獣害の防止の方法	従来は林野庁が実施する「森林生態系基礎調査」の結果に基づき対象区域を設定していたが、静岡市内の現状を鑑み、市内全域にて鳥獣害被害報告があることから全域指定とした。